

# 浦安市集合住宅エレベーター防災対策整備費補助金

既設エレベーターに防災対策改修工事を行う分譲集合住宅の管理組合等に、工事費用の一部を補助します。



## 対象工事

既設エレベーターに、①～③のいずれか又は全てを新たに設置する工事  
※エレベーターを新設（増設）する工事や既に下記の装置がついている場合は対象外

### ① P波感知型地震時管制運転装置

地震による閉じ込め事故を防止するため、本震（S波）の前に到達する初期微動（P波）を感知して、自動的にエレベーターを最寄り階に停止させる装置

### ② 停電時自動着床装置

停電による閉じ込め事故を防止するため、自動的にエレベーターを最寄り階に停止させる装置

### ③ 非常用電源装置

停電時に、エレベーターに電力を供給するための自家発電装置

## 補助対象者

市内の分譲集合住宅において、建物並びにその敷地及び付属施設の管理を行う区分所有者全員で組織する団体（管理組合又は管理組合法人）

## 補助額

要した費用の1 / 3以内の額（1,000円未満切り捨て）

①②は、エレベーター1基につき上限50万円

③は、マンション1棟につき上限100万円（装置1台で複数棟に電力を供給する場合は、複数棟を1棟とみなす）

各1回限り

## 申請の流れ

### 1. 事前相談

補助を受ける前年度の9月末までに見積書を持参のうえ相談してください。

### 2. 交付申請書の提出

補助対象工事を行う前に申請し、交付決定を受けることが必要です。

### 3. 交付決定通知書の受領

審査の結果、補助金の交付が決定すると、申請者宛に通知されます。

※ 工事の実施

### 4. 実績報告書の提出（3月上旬まで）

交付決定と同一年度内に工事を完了させ、実績報告書を提出してください。

### 5. 補助金額確定通知書の受領

審査の結果、補助金の交付額が決定すると、申請者宛に通知されます。

### 6. 交付請求書の提出

補助金額確定通知書の受領後、交付請求書を提出してください。

### 7. 補助金の振込

請求書の内容を確認し、申請者の口座に振り込みます。

## 詳細について

詳しくは、お問い合わせいただくか、浦安市公式ホームページをご覧ください。  
市ホームページにて閲覧する場合は、検索画面で下記頁 ID を入力してください。

頁 ID 1014284

## 問い合わせ

浦安市 都市政策部 住宅課（庁舎6階）

TEL：047-712-6284 FAX：047-353-4378

Email：jyutaku@city.urayasu.lg.jp